平成２２年（フ）第１０３号
富山市長附491番地15
債務者　室　　良子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１４号
富山市八尾町福島97番地１　メゾンシルキーⅡ302号
債務者　畠中　智子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１１８号
富山市泉町２丁目４番７号　井沢荘２－７号、住民票上の住所富山市泉町２丁目４番７号　井沢荘２―11号
債務者　島崎　　滿
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
富山地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８号
長野県飯田市座光寺2707番地１、前住所長野県下伊那郡阿南町富草9571番地
債務者　小林　靖史（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１１号
長野県飯田市鼎名古熊1982番地フレグランス稲井203号
債務者　又村陽一郎
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第１７号
長野県飯田市鼎中平2803番地１パナハイツカインドＢ106号
債務者　**糀**原　保美
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第２９号
兵庫県揖保郡太子町太田1897番地
債務者　横山富美男
1　決定年月日時　平成22年５月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２２年（フ）第３３号
佐賀県唐津市和多田西山３番18号　清栄コーポ101号
債務者　小松　弘子
1　決定年月日時　平成22年５月26日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月28日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第２１７号
新潟県五泉市赤海１丁目７番21号　春美荘５号、前住所新潟市中央区南笹口１丁目15番27号　昭和ビル102号
債務者　木村　信弘（旧姓石川）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４４号
新潟市中央区南万代町３番22号、前住所栃木県栃木市神田町３番14号
債務者　大平　孝子（旧姓宮島）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６０号
神戸市灘区城の下通２丁目９番20号
債務者　東光タイルこと　松本　輝久
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６１号
神戸市灘区城の下通２丁目９番20号
債務者　松本美津子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５６８号
神戸市中央区花隈町２番17号レスポワール花隈701、従前の住所兵庫県三田市けやき台４丁目42番地15
債務者　柴田　　順
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２８６号
兵庫県加古川市尾上町長田517番地の39　Ｂ－ＩＮＧ浜の宮303号
債務者　帯刀　信哉（旧姓岡田）
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月30日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２２年（フ）第１２２０号
名古屋市千種区吹上１丁目２番４号　コアパレス303号
債務者　谷　　浩平
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７７０号
京都府木津川市山城町上狛鍵垣外10番地
債務者　城山　雅章
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月３日まで
奈良地方裁判所